

平成30年度からの介護保険料について

平成30年度からの介護保険料が決まりましたのでお知らせします。

介護保険料は、町で今後3年間にかかる介護サービス費用から算出した「基準額」をもとに、所得に応じて段階的に決められています。

平成30年度からの基準額は**年額71,400円**（月額基準額5,950円）です。

決定通知書及び納入通知書は8月上旬発送予定です。

所得段階	対象となる方	調整率	保険料（年額）
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者の方 ●高齢福祉年金※1受給者で、世帯全員が市区町村民税非課税の方 ●世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額※2の合計が80万円以下の方 	基準額× 0.45	32,200円
第2段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額× 0.75	53,500円
第3段階	世帯全員が市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額× 0.75	53,500円
第4段階	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが本人は市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額× 0.90	64,200円
第5段階	世帯の誰かに市区町村民税が課税されているが本人は市区町村民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額× 1.00	71,400円
第6段階	本人が市区町村民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額× 1.20	85,600円
第7段階	本人が市区町村民税課税で、 前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額× 1.30	92,800円
第8段階	本人が市区町村民税課税で、 前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額× 1.50	107,100円
第9段階	本人が市区町村民税課税で、 前年の合計所得金額が300万円以上の方	基準額× 1.70	121,300円

※1 高齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方、または大正5年4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。2018年4月1日以降は、さらに「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」（第1～5段階のみ）を控除した額となります。

◇問合せ先

保健福祉課 福祉支援室 TEL 50-1172